

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成30年1月31日 04時29分ごろ
発生場所	千葉県木更津市木更津港西方沖（木更津港沖灯標） 木更津港防波堤西灯台から真方位303° 4.6海里付近 （概位 北緯35° 25.1′ 東経139° 47.0′）
事故の概要	アスファルト運搬船第三孝和丸は、北北東進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年3月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	アスファルト運搬船 第三孝和丸 749トン
船舶番号、船舶所有者等	142811 伸栄海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船橋の左舷外板に擦過傷 浮標 太陽光パネルに破損、防護枠に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか6人が乗り組み、航海士が、単独で船橋当直につき、約10ノットの対地速力で自動操舵により中ノ瀬航路を北北東進した。 本船は、同航路を出たのち、航海士が操舵室後部の海図台で船尾方を向いて海図の確認や航海日誌の記入を行っていたところ、木更津港沖灯標（以下「本件灯標」という。）に衝突した。
分析	本船は、北北東進中、単独で船橋当直についていた航海士が、操舵室後部の海図台で船尾方を向いて海図の確認や航海日誌の記入を行い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯標に向けて航行していることに気付かず、本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北北東進中、単独で船橋当直についていた航海士が、操舵室後部の海図台で船尾方を向いて海図の確認や航海日誌の記入を行い、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯標に向けて航行していることに気付かず、本件灯標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・単独で船橋当直中は、他の作業を行うことを控え、常時適切な見

	張りを行うこと。
--	----------